

新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について

令和2年4月3日制定

令和2年7月31日改訂

令和3年2月5日改訂

令和3年4月30日改訂

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、「緊急事態宣言」が発出された際は不要不急の外出制限等が求められることとなります。

この文書は、このような事態においても、小動物診療施設において獣医師、獣医療スタッフ等（以下「獣医師等」という。）及び飼育動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するために推奨される対応方策を提示するものです。

なお、産業動物診療については、診療業務が主に家畜又は家禽が飼養される畜鶏舎で行われること、これまで新型コロナウイルスが家畜等に感染したとの報告はないことから、家畜飼育者等との接触において、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なることがないように注意しつつ、本文書を参考に必要な診療業務の遂行をお願いします。

1 応召の義務

「診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」（獣医師法第19条第1項）との規定にかんがみ、必要と判断されれば原則として飼育動物の診療を行うこと。

2 飼い主への事前連絡・周知

外出禁止の要請等が行われた場合には、罹患動物の診療のために来院する前に電話等で事前相談を行うよう、通院中若しくは過去に通院歴のある動物の飼い主に対して、ホームページ、電話、メール等で連絡・周知すること。

3 罹患動物の容体等の聴取

2の飼い主からの電話等においては、罹患動物の容体のほか、飼い主自身の健康状態、海外渡航歴、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触の可能性等について聴取すること。

4 電話等による診療の指示等

3の飼い主からの電話等による聴取の結果、罹患動物の病状が重篤で緊急的な処置等を要する場合を除き、来院を延期した上で、オンライン診療、電話、メール等での診療の指示、指導等に止めること。

また、入院動物の面会も上記と同様、動物の病状等が逼迫している状況等を除き、原則としてオンラインで行うこと。

なお、オンライン診療については、当該動物に対して直接対面して診察していることを前提に獣医師法第18条に規定された「無診察診療」に該当しない範囲内で実施すること。

5 来院させる場合の留意事項

来院させる必要があると判断した場合には、原則として次の留意事項に従わせること。

- ① 飼い主同士の接触を避けるため、予約制とすること。
- ② 同伴は健康な成人1名に限ること。
- ③ 大型犬を除き、移動用ケージ等を用い搬送、来院すること。
- ④ 自家用車等を利用し、公共機関は利用しないこと。
- ⑤ マスク着用等の感染防護措置を行うこと。
- ⑥ 到着後、動物とともに院外で待機し、病院の獣医師等の指示により院内へ入室すること。
- ⑦ 支払いは不必要な接触を避けるため、原則としてキャッシュレス決済等に限定すること。
- ⑧ これらの指示に従わない場合は、診療を見送る場合もある旨の同意を得ること。

6 来院時の対応及び留意事項

飼い主の来院時には、病院の獣医師等は次の対応、指示等を行うこと。

- ① 院内の窓やドアの解放、換気扇の活用等により換気を行い、密閉を回避しておくこと。
- ② 予約時間に飼い主が来たことを確認し、待合室への入室を指示すること。
- ③ 入室時に院内に設置した消毒薬で手指を洗浄消毒すること。
- ④ ケージを決められた場所に置き、獣医師等の指示を待つこと。
- ⑤ 院内の備品等に不必要に触れないこと。
- ⑥ 獣医師等とは2メートル以上の距離を保つこと。
- ⑦ 待合室にて問診表（飼い主の健康状態に関する質問を含む。）の記入を依

頼し、内容を確認した上で、診療室への入室を許可すること。

- ⑧ 診療終了後、帰宅時に手洗い等十分に感染の防護に努めるよう周知すること。

7 院内の獣医師等に対する留意事項

病院の獣医師等は、上記事項のほか、次の事項を遵守すること。

- ① 個人防護具（PPE）の装着を徹底すること（別添6参照）。
- ② 獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ③ やむを得ず往診する場合には、往診先の住居構造等を事前に聴取し、屋外等での診療、飼い主との対面時間の短縮等に努めること。
- ④ ” One Health” の概念を実践する者としての自覚の下、逐次公表される新型コロナウイルス感染情報や政府の対処方針等に留意し、自身の感染防御は勿論、従業員及び出入り業者等の指導の徹底をもって院内感染等によるクラスターの発生防止に努めること。

8 診療対象動物が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合の対応

犬、猫等が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合には、（公社）日本獣医師会のホームページに掲載された「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」（令和2年5月1日、7月31日改訂）を参照の上、予め本会に連絡した後、国立感染症研究所獣医科学部等に問合せを行うこと。